（別表１）

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

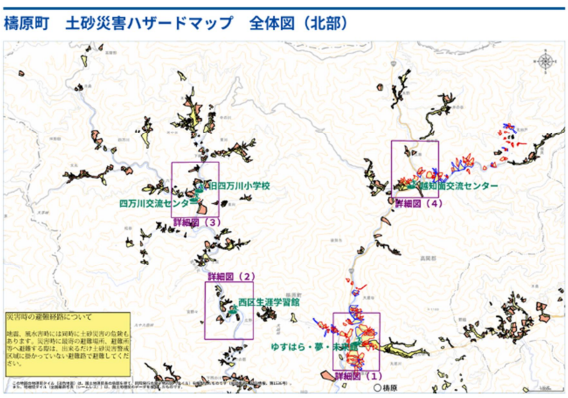
１．現状

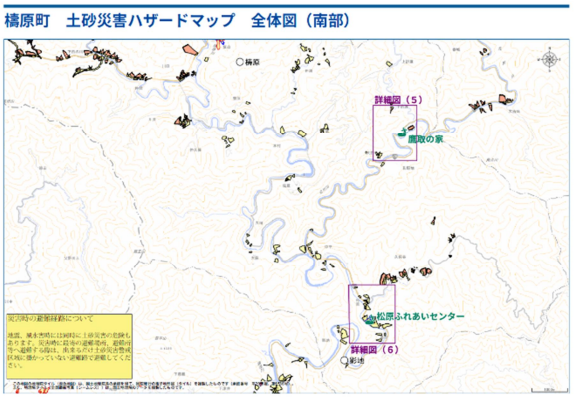
（１） 地域の災害リスク

① 土砂災害

椿原町は高知県中西部に位置し、標高は南部の 250mから北部に位置する四国カルスト地帯の 1,455m と大きな高低差がある。地形は、急峻な四国山地に抱かれており、傾斜地が多く平坦地を二分するように南流する椿原川とその支流沿いに集落が点在している。

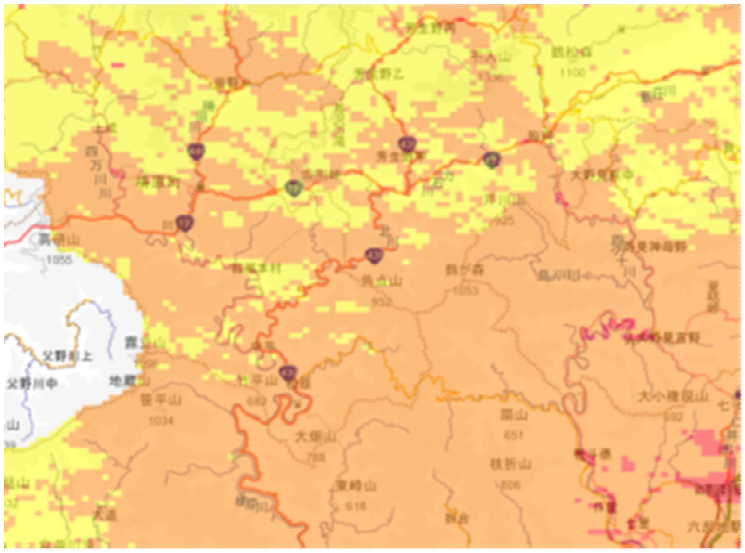
山の地形は急峻で、土砂災害の危険が非常に高く、台風や集中豪雨等の災害を受けやすい地域であり、過去には大規模な土砂災害も起きている。





② 地震

高知県防災マップ（震度分布）によると本町は震度６強及び６弱の地震発生が予想されており J-SHIS（地震ハザードステーション）2024 基準によると椿原町付近での今後 30 年間で震度５弱が 83.9%と最も高く次いで、震度５強が 76.1%となっており、強い地震が発生した場合は建物被害の他、急峻な地形での土砂災害が懸念され令和６年４月 17 日の豊後水道地震において一時的に集落が孤立した経験もあり、改良されていない国道、県道、町道の法面崩壊を起因とした通行止めによる孤立や支援対応の遅れが発生すると想定される。



高知県防災マップ（震度分布）



メッシュコード	中心緯度、経度	住所	標高	メッシュ内人口
5032077411	33.3927N,132.9266E	高知県高岡郡梼原町 付近	407m	50～100人

30年、50年地震ハザード

超過確率の値[%] 今後30年間にある震度以上の揺れに見舞われる確率の値です。	30年	震度5弱	83.9
		震度5強	76.1
		震度6弱	48.7
		震度6強	5.4
震度の値 今後30年または50年間にある値以上の確率で見舞われる震度の値です。	30年	3%	6強(6.0)
		6%	6弱(5.9)
	50年	2%	6強(6.1)
		5%	6強(6.0)
		10%	6弱(5.9)
		39%	6弱(5.6)
地表の最大速度の値[cm/s] 今後30年または50年間にある値以上の確率で見舞われる地表の最大速度の値です。	30年	3%	94.4
		6%	83.4
	50年	2%	103.9
		5%	89.8
		10%	78.6
		39%	53.8

J-SHIS（地震ハザードステーション）

③ 水害

本町は急峻な四国山地を背景に急傾斜地が多く梼原川、四万川川、北川の他、大小の支流があるものの河川の氾濫による水害は比較的に少ないが、土砂災害や地震発生時に土砂ダムの形成及び決壊による被害が想定される。

④ 感染症

新型コロナウイルス感染症のような新たな感染症の出現は世界的な脅威となり町民への健康被害や医療従事者への負担増に加え、商工業者の経済活動の停滞・縮小及び事業継続への支障が想定される。

（2）商工業者の状況

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
農業、林業、漁業	8	8	町の中心部、梼原地区に商工業者が集中している。しかし、中心部も急傾斜地及び土石流警戒区域に指定されており、他の地区も同様で商工業者に大きな被害が想定される。
鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	
建設業	26	22	
製造業	17	16	
電気、ガス、熱供給、水道業	1	1	
情報通信業	1	1	
運輸業、郵便業	11	8	
卸売業、小売業	40	39	
金融業、保険業	1	0	
不動産業、物品賃貸業	1	1	
学術研究、専門・技術サービス業	3	3	
宿泊業、飲食サービス業	27	27	
生活関連サービス業、娯楽業	12	12	
医療、福祉	2	2	
サービス業	6	6	
合　　計	157	147	

（3）これまでの取り組み

①椙原町の取り組み

・椙原町地域防災計画の策定
・自主防災組織の設立と防災活動
・役場職員及び地域住民の学習会の開催
・災害備蓄品等の備蓄

②椙原町商工会の取り組み

・事業継続計画（BCP）の策定と年次更新
・椙原町地域防災計画策定会議への参画
・商工会会員福祉共済（けが・病気・生命）の推進

2．課題

①椙原町商工会は椙原町役場庁舎２階に入居しており、南海トラフ地震での建物被害のリスクは低いが、災害備蓄品等及び保管倉庫が無い。
②地区内小規模事業者への自然災害及び感染症拡大に対する被害予想及び対策の周知啓蒙が出来ていない。
③地区内小規模事業者が点在する集落へのアクセス道が土砂災害等で通行止めになった際の被害状況の現地確認が出来ない。
④発災時の町との情報共有及び連携体制が整っていない。
⑤発災時の出勤困難職員の対応について整理できていない。

3．目標

①災害備蓄品等について椙原町と連携を検討する。
②本計画をもとに地区内小規模事業者への自然災害及び感染症拡大に対する被害対策の周知を行う。
③町との情報共有により現地の被害状況について確認を行う。
④町との情報共有及び連携体制を構築する。
⑤発災時の出勤困難職員の対応について整理するとともに、職員に対する防災意識の向上及び対応スキルの向上を図る。

※その他
上記内容に変更が生じた場合は、速やかに高知県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

（１）事業継続力強化支援事業の実施期間（　令和８年１１月１日 ～ 令和１３年１０月３１日　）

（２）事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町との役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を行う。

＜１．事前の対策＞

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

・巡回指導時及び当会広報誌において椿原町ハザードマップ及び感染症のガイドライン等を活用し、自然災害等のリスク及び感染症等のリスクの周知を行う。
・小規模事業者に対し事業継続力強化計画の策定セミナーの周知及び専門家を招致し普及啓発セミナーの開催や策定支援を行う。
・感染症対策として業種別ガイドラインを基に感染拡大防止策や感染症対策となるマスク、消毒液等の備蓄を周知する。

②小規模事業者に対する災害対策向け県制度の周知

・高知県南海トラフ地震対策優良取組事業所認定制度、高知県中小企業耐震診断等支援事業費補助金制度、高知県南海地震・節電対策融資制度、高知県災害復旧融資制度、高知県災害対策特別融資制度について、当会広報誌やホームページを通じて、小規模事業者への周知を図る。

③商工会の事業継続計画の作成

・当会は、平成 23 年度に事業継続計画を作成し都度、内容の見直しを行っている。

④高知県南海トラフ地震対策優良取組事業所認定の取得

・現在、高知県南海トラフ地震対策優良取組事業所の認定は受けていない。
当会役職員を対象に、関係機関と連携した説明会を開催し制度理解に取組む。認定に向けて町と連携し取得の支援を受け、2 年度以内を目途に取得する。

⑤関係団体等との連携

・高知県商工会連合会、高知県火災共済協同組合をはじめとした関係機関と連携し、事業継続力強化計画の策定及び普及啓発セミナーを開催する。また、傷病時の補償や休業時の補償の各種共済の推進を図る。

⑥フォローアップ

・地区内小規模事業者の事業継続力強化計画及び事業継続計画（BCP）の策定状況を確認し、未策定事業者への啓発及び策定支援や既策定事業者への計画見直しが的確に行われているかのフォローアップを行う。

⑦当該計画に係る訓練の実施

・南海トラフ地震等の自然災害が発生したと仮定した情報共有、連携対応について年度初めに町担当課と確認する。(必要に応じて訓練の実施)

＜２．発災後の対策＞

発災時には人命救助を第一とし、そのうえで次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関への連絡等の対策を進める。

①応急対策の実施可否の確認

・勤務時間内の場合、職員の安否確認後に椿原町商工会理事会 LINE グループで安否報告を行う。また、同じ庁舎内の町担当課と速やかに連絡を取り地区内小規模事業者の被害状況の確認を行う。

・勤務時間外の場合、携帯電話や必要に応じて SNS を活用して職員及び家族の安否確認、住居の被害確認は事務局長を主体として行う。出勤は交通経路の安全確認後に商工会事務所に集まる。
・感染症流行時や新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府が「緊急事態宣言」を発令した場合は、当会による感染症対策を行う。

② 応急対策の方針決定

・災害の規模や被害状況等を情報収集し連絡を迅速に行い、応急対策を講ずる場合は、当会と当町の間で協議のうえ被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。 想定する応急対応の内容は、概ね次の判断基準とする。

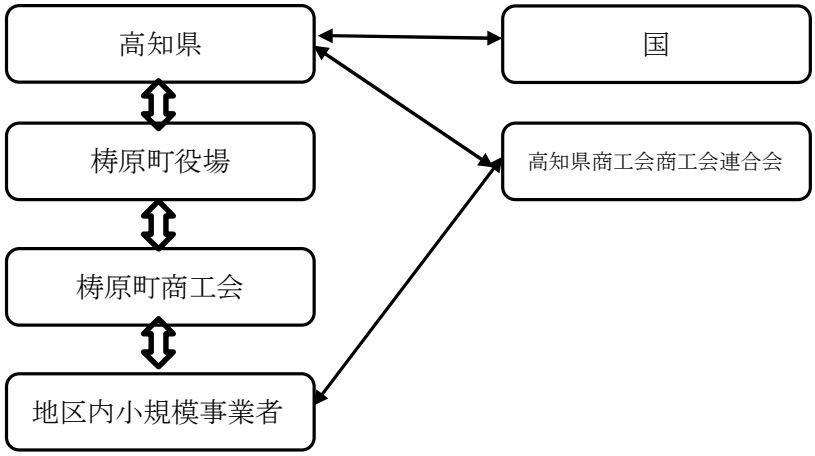
【被害規模の目安と想定する応急対策】

被害規模	被害の状況	想定する応急対策
大規模な被害	地区内事業者の 10％ほどが「外壁等の損傷」「裏山等の崩落」が発生している	○緊急対策窓口の設置 被害状況の確認、復旧支援の相談対応
小・中規模な被害	地区内事業者の 1％ほどが「ガラスが割れる」「軽微な崩落」が発生している	○緊急対策窓口は設置せず 被害状況の確認、復旧支援の相談対応
被害なし	被害の報告、相談なし	対策なし

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。
効果的な応急対策を実施するためには、当町が実施する応急対策の活動情報を共有しておくことが重要となるので被害情報等について適時、共有を行う。

＜３．発災時における指示＞

自然災害等発災時は、地区内小規模事業者及び管内の被害情報について、事業者並びに住民等の協力を得て迅速な収集と報告を行うとともに指揮命令についても円滑に行うことができる仕組みを構築する。連絡体制図は次の通りである。



・地震等大規模な被災地域では、地盤条件が変化し、少ない降雨でも土石流や地すべり等の土砂災害が発生する危険性が増大する。よって、当会が実施する被害状況の把握など情報収集の初動対応については、二次災害の発生を抑制する為、土砂災害防止法に基づき国や県が実施した緊急調査結果情報を、関係機関を通じ速やかに共有し、警戒区域等には立ち入らないなど被災地域での活動について椿原町災害対策本部の指示を確認する。
・被害状況の確認方法や被害額(建物、設備、商品等)の算定方法は、独自の様式をもって行う。
・被害額の算定は、椿原町と連携し独自の算定方法に基づき、事業の復旧に必要な費用（再調達価格）を見積もることとする。

・当会と当町が共有した情報を高知県の指定する方法により報告する。感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を高知県の指定する方法にて当会又は当町より高知県へ報告する。

＜４．応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

・相談窓口の設置等については関係機関（椎原町、高知県商工会連合会）と相談し対応する。また、国、県が実施する支援施策に従い、依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する。
・相談窓口の設置に当たっては、安全性確保が確認されたあと商工会において実施する。役場庁舎が被災した場合の代替施設については、関係機関と相談のうえ、早期に確保する。
・地区内小規模事業者等の被害状況の把握に努め、災害発生後、事業継続にむけた諸課題を経営者と共有し、速やかにそれぞれの企業の実態に即した支援策・解決策を提言するなど、事業者に寄り添ったきめ細やかな伴走型支援を実施する。
・応急時に有効な被災事業者施策(国や高知県、椎原町の施策)を地区内小規模事業者に周知する。

＜５．地区内小規模事業者に対する復興支援＞

・椎原町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対し支援を行う。具体的には、災害時における中小企業対策としての相談窓口を設置するほか、資金繰り支援を中心とした金融支援や復興にむけた設備資金など県の特別融資制度の活用などの制度情報を提供し利用促進を図る。
・災害救助法、激甚災害法が適用された場合は、セーフティネット等融資制度の開始もあるので金融機関等関係支援機関と連携を十分とりながら支援していく。
・連携する保険会社との情報を共有し、復旧資金の調達に支障がないよう支援を行う。
・被害規模が大きく、当町・当会の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を高知県並びに高知県商工会連合会等に相談し対応する。

※その他
上記内容に変更が生じた場合は、速やかに高知県へ報告する。

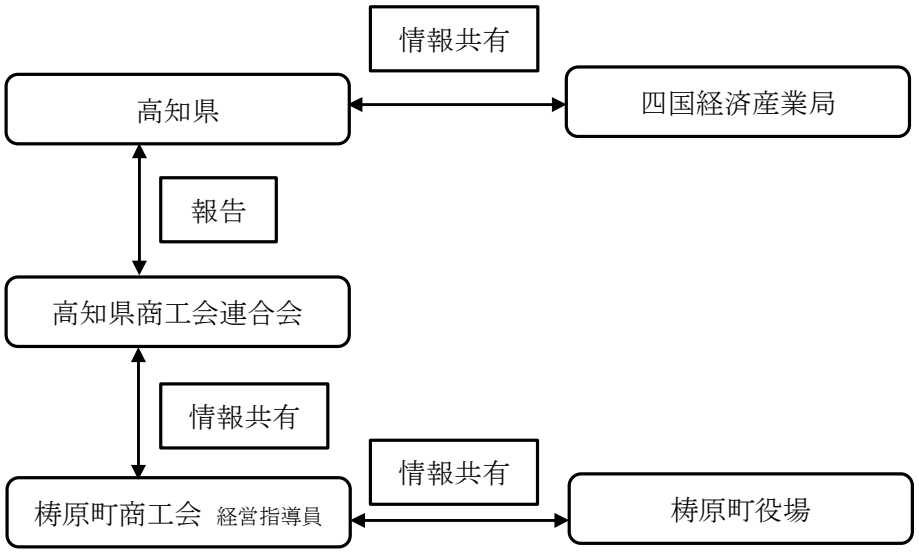
（別表２）

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

（　令和８年９月現在　）

（１）実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制　等）



（２）商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第５条第５項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員　田邊　章二（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度　等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

・本計画の具体的な取り組みの企画や実行
　特に、小規模事業者による BCP（事業継続力強化計画）の策定支援と策定後の自主点検による見直しを助言し、当該計画の実効性を高めていく。
・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（１年に 1 回以上）

（３）商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

椎原町商工会
〒785-0610　　高知県高岡郡椎原町椎原 1444-1
TEL:0889-65-0489　FAX：0889-65-0603
E メールアドレス：yusuhara@kochi-shokokai.jp

②関係市町村

椎原町　まちづくり産業推進課
〒785-0610　　高知県高岡郡椎原町椎原 1444-1
TEL:0889-65-1250　FAX：0889-40-2010（代表）
E メールアドレス：110-yusuhara@town.yusuhara.lg.jp

（別表３）

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位　千円）

	８年度	９年度	１０年度	１１年度	１２年度
必要な資金の額	２００	２００	２００	２００	２００
・専門家派遣	５０	５０	５０	５０	５０
・セミナー開催費	５０	５０	５０	５０	５０
・防災、感染症対策	１００	１００	１００	１００	１００

（備考）必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、各種手数料収入、町補助金、高知県補助金等

（備考）調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

（別表４）

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
① ② ③ ・ ・ ・
連携して事業を実施する者の役割
① ② ③ ・ ・ ・
連携体制図等
①   ②   ③